

生涯スポーツ

生涯学習

多世代交流学習館 メロディー ☎991-2338

休館日： 6日(月)・13日(月)
20日(月)・27日(月)
図書貸出休止日 上記休館日

今月の新着図書

- ・Word&Excelのできる自治会・PTAで役立つ書類のつくり方 AYURA 著
- ・三世代探偵団 2 枯れた花のワルツ 赤川 次郎 著
- ・おさわがせいきもの事典 加藤 英明 監修
- ・絵本まるコジ さくらももこ 絵と文

おはなしランド

☎4月11日・25日
いずれも土曜日 14:00~15:00
☎1階ホール 費無料。直接会場へ。

作って遊ぼう

☎・☎4月11日「糸でんわ」
4月25日「こいのぼり色紙」
いずれも土曜日 15:00~15:30
☎1階ホール 費無料。直接会場へ。



▲糸でんわ



▲こいのぼり色紙

子ども読書の日

☎4月29日(水・祝)
13:00~14:00読み聞かせ・手遊び
14:00~15:30しおり作り
4月23日(木)~5月6日(水・祝)

手作り大型紙芝居展示

☎1階ホール
費無料 ☎多世代交流学習館

①大人の消しゴムはんこ教室

桜、藤、あじさいなどの花のはんこを彫ります。

☎4月23日(木)9:30~11:30

持筆記用具

②大人の落款作り教室

消しゴムを使って、オリジナルの落款を作ります。

☎4月30日(木)9:30~11:30

持筆記用具、落款の下書き

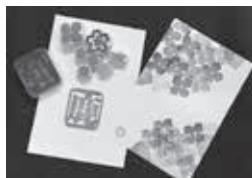
※①、②共通

☎2階研修室

☎・☎各一般15名(申込み順)

費各500円

☎・☎①4月10日(金)②4月16日(木)9時から多世代交流学習館へ(電話申込み可)。



▲消しゴムはんこ・落款

母の日プレゼント講習会

アーティフィシャルフラワー(造花)で、ボックスアレンジ作り!

☎5月9日(土)9:30~11:30

☎2階ホール

☎・☎小学1~6年生 15名(申込み順)

費600円 持筆記用具

☎・☎4月25日(土)9時から多世代交流学習館へ(電話申込み可)。

中央公民館

☎992-1321

休館日： 6日(月)・13日(月)
20日(月)・27日(月)

8日(水)は設備点検のため臨時休館
図書貸出休止日 上記休館日・
21日(火)

今月の新着図書

- ・あきない世傳金と銀8 瀑布篇 高田 郁 著
- ・赤ちゃんからはじまる便秘問題 中野 美和子 著
- ・調べよう!バリアフリーと福祉用具1~5

B & G海洋センター

☎992-1291

休館日： 6日(月)・13日(月)
20日(月)・27日(月)

トレーニング講習会(要予約)

☎4月26日(日) 13:30~1時間程度
☎2階トレーニングルーム
☎エアロバイク・多目的マシンの使用方法(要予約)
☎・☎16歳以上の方10名(申込み順) 費無料
☎・☎4月22日(水)までにB & G海洋センターへ(電話、代理人による申込み不可)。

スポーツ安全保険の加入受付

公益財団法人スポーツ安全協会では、令和2年度スポーツ安全保険の加入受付を行っています。
☎スポーツ活動や文化活動などを行う4名様以上の団体
対象となる事故の範囲：団体管理下での活動中(国内)と団体活動への往復中の事故など
掛金：800円~11,000円
※活動内容や年齢により異なります。
保険期間：4月1日~令和3年3月31日
補償内容：傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険
※加入区分により補償金額は異なります。
☎郵便窓口で振込後、払込受付証明書を貼付した加入依頼書をスポー

広告

ツ安全協会埼玉支部へ郵送する。
 ※詳しくは「スポーツ安全保険のしおり」をご覧ください。
配布場所：松伏町B&G海洋センター又は公益財団法人スポーツ安全協会
☎公益財団法人スポーツ安全協会 埼玉県支部 **☎048-779-9580**

**総合型地域スポーツクラブ
「マッピー松伏」**

①健康ヨガ(9:50~)
☎ 4/12、19、26 いずれも日曜日
②バランスボール教室(11:00~)
☎ 4/7、14、21、28 いずれも火曜日
③エンジョイダンス(10:00~)
☎ 4/8、15、22、29 いずれも水曜日
④絵手紙教室(10:00~)
☎ 4/9、23 いずれも木曜日
⑤ケンコー吹き矢(13:30~)
☎ 4/10、24 いずれも金曜日
⑥健康体操教室(11:00~)
☎ 4/10、17、24 いずれも金曜日
⑦ピラティス教室
☎ 4/4、18 いずれも土曜日 11:00~女性専用 12:00~男性又はご夫婦クラス
⑧体幹トレーニング(11:00~)
☎ 4/11、25 いずれも土曜日
場 B&G海洋センター 対 16歳以上の方 費 300円(保険代など)。マッピーメンバーシップカードの割引適用あり。
マッピー軟式庭球部
☎ 4/8、15、22 いずれも水曜日 11:00~13:00 場 松伏記念公園テニスコート 対 60歳以上の男性
こどもプラススポーツ教室
☎ 4/25(土)9:00~ 場 B&G海洋センター 対 小中学生・障がいのある方も参加できます 費 無料

☎実施日に開催会場で直接申込み
☎B & G海洋センター

**教育文化振興課
☎991-1873**

**松伏町文化協会
加盟サークル募集**

松伏町文化協会では、随時新規サークルの入会を受け付けています。松伏町文化協会では毎年11月上旬に松伏町民文化祭を開催し、ダンスに歌声の披露、作品の展示等を行っています。
 また、文化協会加盟の連合会又は単位団体が行う事業について、年度内一回に限り事業補助金の交付を行っています。(連合会20,000円、単位団体5,000円)
☎松伏町文化協会事務局(教育文化振興課内)

ジュニアリーダー会員募集!

ジュニアリーダーは、幼稚園・保育園児、小学生のお兄さん・お姉さんとして、役場や子ども会、児童館等のイベントのお手伝いをしています。
 中高生の皆さん、ジュニアリーダーに登録して子どもたちと楽しく活動しませんか。
資格▶町内在住又は在学の中学生・高校生
年会費▶500円(保険料など)
 ※イベントごとに別途集金することもあります。
☎教育文化振興課にて登録用紙を配布しています。必要事項を記入の上、4月24日(金)までに年会費500円を添えてお申し込みください。総会の案内状を送付します。
☎松伏町ジュニアリーダー連絡協議会事務局(教育文化振興課内)

松伏町子ども会育成会連絡協議会(松子連)に加盟しませんか

町内の子ども会の皆さん。松子連に加入して、一緒に楽しみませんか。
募集対象▶子ども会
 ※松伏町内在住の児童と指導者(成人)により構成されていること。
年会費▶1人140円
 ※全国子ども会安全共済会加入費
 ※松子連開催事業への参加費は別
 ※単位子ども会の活動も保険対象になります。
申込期間▶随時
開催予定事業▶夏休み親子映画会、松子連体験ツアー、子どもかるた大会
☎松伏町子ども会育成会連絡協議会事務局(教育文化振興課内)

**企画財政課
☎991-1815**

**2020年度埼玉県ワンナイトステイ事業
ホストファミリー募集**

世界各国から「国際交流基金日本語国際センター」へ外国人の日本語教師が、日本語の教え方などを学びに来ており、研修の一貫で1泊2日のホームステイを体験します。
 会話やコミュニケーションが日本語のできるの、安心してホストファミリーを体験できます。
【ホストファミリーの登録条件】
 ①~③の全てに該当する方
 ①留学生の宿泊用に個室が用意できる。(プライバシーの保護等)
 ②家族が2人以上いる。(防犯上等)
 ③留学生の食事の内容などに配慮できる。(菜食主義、宗教上の制約等)
【受入れの流れ】
 役場の窓口でホストファミリーの登録▶埼玉県から留学生の受け入れ依頼▶留学生への自己紹介書(ホストファミリーの情報)を埼玉

広告



県へ送付→埼玉県から留学生の情報提供→ホームステイ実施
 ※日程など詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/kouryukyoryoku/onenightstay.html>
 問企画財政課

サークル・団体の催し・募集

松伏陶芸教室の作品展示会

日4月25日(土)～26日(日)
 9:00～17:00
 場松伏2585-3(役場近く)
 内展示会(希望の方には販売も可)
 問下田 ☎080-9972-3047

トールペイント体験講座

日4月26日(日)14:00～16:00
 場中央公民館 他
 対初心者向け、年齢問わず
 費2,000円 材料費込み 絵の具、筆レンタル
 申・問4月19日(日)締切
 トールペイントジプシーローズ
 佐藤 ☎090-5523-0124

松伏町春季テニス大会参加者募集

日5月10日(日)8:00～(予定)
 予備日5月17日(日)
 場松伏記念公園テニスコート
 種目:男子ダブルス・女子ダブルス
 対町内在住、在勤、在学の方、松伏町テニス協会員
 費1組3,000円(町テニス協会員は更に1名につき250円引)
 他集合時間、組合せは4月25日(土)以降に連絡します
 申・問4月17日(金)までに住所・氏名・電話番号を明記の上、下記のいずれかの方法で、お申し込みください。

村田:☒tennis_association_murata@yahoo.co.jp
 増田:☒FAX991-7717

第31回子ども剣道教室

日5月16日～6月7日 各土日(計6回) 13:30～14:30
 場B&G海洋センター2階武道場
 内剣道の基本(礼法・挨拶等)から楽しく武道を学びましょう!
 費800円(保険代)
 対・定幼児～小学生 20名
 他学校配布の申込書又はB&G窓口の申込書に記入し受付箱に入れてください。修了者には終了証と竹刀を贈呈します。
 問渡邊 ☎992-0622
 090-8430-1976

太極拳

①松伏太極拳教室
 日曜日(月4回)9:00～11:00
 場B & G海洋センター又は多世代交流学習館
 内太極拳の入門、初級24式、ストレッチ
 対太極拳が初めての方
 費月会費2,000円
 ②太極拳4 2式剣
 日曜日(月3回)13:00～15:00
 場B & G海洋センター
 内42式剣
 対24式剣を経験されている方
 費1回500円
 問①、②ともに会田
 ☎090-4055-7304



催し

<町内の催し>

松伏町推奨特産品フェア

第8期松伏町推奨特産品の認定一周年を記念して特産品フェアを

開催します。松伏町商工会特産品推進委員会がお奨めする逸品が勢ぞろいします。

会場で特産品をお買い上げ又は特産品フェアのチラシをお持ちいただくと先着200名様(お一人様一つ限り)に粗品をプレゼントします。

また、ステージイベントでは札幌市出身のシンガーソングライター三浦タカさんのライブを予定しています。

日4月26日(日)9:00～12:00
 ※特産品は開会セレモニー後から販売します。雨天の場合、「楽市楽座」(フリーマーケット)は中止となりますが、特産品の販売は行います。
 場いなげや松伏店駐車場「令和の楽市楽座」会場特設テント
 問松伏町商工会 ☎992-1771



募集

<町の募集>

健康大学受講生募集

対町内在住60歳以上の方
 内書道、生け花、絵手紙、手工芸、舞踊、民謡、太極拳、カラオケ、フォークダンス(各講座月1回開講、日程は申込み時にご確認ください)
 【受講期間】6月から翌年2月まで9回(予定)
 費無料(※1人3講座まで受講可)
 【申込用紙】4月1日(水)から、北部サービスセンター又はいきいき福祉課にて配布。
 申4月6日(月)から30日(木)まで(土・日曜日及び祝・休日を除く。8:30～17:15)に、北部サービスセンター又はいきいき福祉課へ。
 ※各講座先着順。定員を超えた場合は申込みをお断りすることがあります。
 問北部サービスセンター
 ☎992-1777



お知らせ

<町のお知らせ>

令和2年度後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金天引き)について

新たに特別徴収が始まる方

4月から特別徴収が始まる方には2月上旬に「特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付しました。6月から特別徴収が始まる方には4月下旬に、8月から特別徴収が始まる方には6月下旬に送付する予定です。

なお、4・6・8月の保険料額は、前年度の保険料をもとに仮算定したものです。

昨年度から引き続き特別徴収で納めていただく方

4・6・8月分の保険料額は、昨年7月に送付した「特別徴収開始通知書(本徴収)」にてお知らせしています。

☎住民ほけん課 ☎991-1884

保養施設のご利用について

国民健康保険と後期高齢者医療保険の加入者に対して、年間1泊に限り大人2,500円、子供1,500円の助成があります。

事前申込制のため、利用日の5日前までに申請してください。

☎住民ほけん課

☎991-1868(国民年金担当)

☎991-1884(後期高齢者医療担当)

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者は自己の所有する固定資産について、課税台帳(名寄帳)の写しを受け取ることができます。また、借地人・借家人は借地・借家物件のみの価格等が記載されている課税台帳の写しを受け取ることができます。

☎通年 8:30~17:15(土・日曜日及び祝日は除く)

☎税務課

☎縦覧期間中(4月1日~6月1日)は無料(ただし、期間外は所有者毎に100円及び借地人・借家人は縦覧期間にかかわらず土地5筆・家屋5棟毎にそれぞれ300円)

【閲覧できる方】

固定資産の所有者(同一世帯の親族)・代理人、借地人・借家人(借用にかかる固定資産のみ)など

☎持本人確認書類、委任状(代理人の場合)、借地・借家契約書(借地人・借家人の場合)

☎税務課 ☎991-1831

土地や家屋の縦覧制度

固定資産税の納税者は自己の所有する土地・家屋の固定資産評価額が適正かを、縦覧帳簿に記載されている町内の土地・家屋の固定資産評価額と比較できる制度です。

なお、縦覧の主旨である価格の比較という観点から、所有者に関する情報は一切掲載しておりません。

☎4月1日(水)~6月1日(月) 8:30~17:15(土・日曜日及び祝日は除く) ☎税務課 ☎無料

【縦覧できる方】固定資産税(土地及び家屋)の納税者(同一世帯の親族)・代理人

☎持本人確認書類、委任状(代理人の場合)

☎税務課 ☎991-1831

集団資源回収を行う団体への補助金の交付について

集団資源回収とは、家庭から出される資源を自治会、PTAなどの団体が、回収日時や回収場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動です。町では、

この活動を行う団体に対し、回収量に応じて補助金を交付します。

【補助対象団体】町内の自治会、PTAなどの営利を目的としない住民団体

【補助対象品目】古紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙)、古繊維(衣類、毛布等)、アルミ缶、空きビン類

【補助額】1キログラム当たり5円 ※空きビン類については、1本当たり500グラムと換算する。

【団体の登録受付日】

4月6日(月)~5月15日(金)

☎環境経済課 ☎991-1839

住宅用太陽光発電設備設置費用の補助について

地球温暖化の防止及び再生可能エネルギーの導入促進を図るため、既存の住宅に住宅用太陽光発電設備を設置する方に補助します。

【申請受付開始日】4月8日(水)

【補助金の対象となる方(抜粋)】

既存の一戸建て住宅に太陽光発電設備を設置し、当該住宅に自ら居住し、自ら電力会社と電力供給契約を締結する個人の方。

【交付の条件(抜粋)】

太陽光発電設備を設置する建築物及び建築物の敷地等に、都市計画法及び建築基準法等の法律違反がないこと。

※その他条件がありますので詳細は担当へお問い合わせください。

【補助件数】20件

【補助額】1件あたり50,000円

☎環境経済課 ☎991-1839

公募制補助金の募集開始

本制度は、松伏町内に活動拠点を有するなどの一定条件を満たした『団体』が、松伏町の活性化につながるような事業を企画・実施し、その事業に町が補助金を交付するも

のです(※審査があります。)

【申請締切日】5月29日(金)

【対象団体】定款、規約、会則その他これらに準ずるものを有している団体、町内に活動拠点を有する団体、公共の福祉に反しない団体

【対象事業】町内で実施される事業、町内外から参加が見込まれる事業、公益的・公共的な事業、国や町等から別の補助金を受けていない事業→これらを総合的に勘案し、審査を行います。

【補助上限額】5万円

【補助率】補助対象経費の2分の1以内

【応募要項等の配布】役場、北部サービスセンター、まつぶし緑の丘公園、中央公民館、B&G海洋センター、多世代交流学習館

※応募の詳細は、町ホームページ又は企画財政課窓口の応募要項をご確認ください。

☎企画財政課 ☎991-1818

小児慢性特定疾病児童への日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。

☎埼玉県から小児慢性特定疾患医療券(受給者証)の交付を受けている児童

【用具の種類】便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす(電動以外の場合)、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具(消化器系)、ストーマ装具(尿路系)、人工鼻

【費用負担】同一世帯全員の収入状況に応じ、一部費用の自己負担があります。

【条件】在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具を必要とする児童のうち、他の法律等で用具給付制度を利用していない者。

☎すこやか子育て課 ☎991-1876

重度心身障がい者医療費の請求

受給資格をお持ちで医療費を請求されていない方は、請求手続きをしてください。

請求期限は、医療費を支払った

日の翌日から5年以内です。医療保険から療養費の給付を受けた、はり・きゅう・マッサージ、治療用装具の自己負担分も対象です(療養費の決定通知等が必要な場合があります)。

☎①身体障害者手帳1～3級の方
②療育手帳A、A、Bの方
③精神障害者保健福祉手帳1級の方
④後期高齢者医療の障害認定を受けている方
※平成27年1月1日以降に、65歳以上で新たに上記の等級の障害者手帳を交付された方は対象外です。
※精神障害者保健福祉手帳の交付による当制度の登録者は、精神病床への入院にかかる医療費は支給対象外です。

☎請求書、医療費の領収書

【請求・問合せ】いきいき福祉課 ☎991-1877

令和2年度就学援助制度

小・中学生のいるご家庭で、次のいずれかの要件に該当する保護者に審査の上、就学費用を援助します。

【要件】①生活保護は受けていないが、援助を必要とする状況にある保護者
②世帯が非課税等、経済状況がよくないと教育委員会が認めた保護者

※昨年度に認定を受けた方や新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

【援助する費用】学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費など

【必要なもの】印かん(認印)、振込先口座の通帳又はカード(町内金融機関のもの)

【申請手続】4月8日(水)から30日(木)までの申請は4月認定、5月1日(金)から令和3年2月26日(金)までの申請は翌月の認定となります。手続きは教育総務課へ。

☎教育総務課 ☎991-1807

進学準備資金の貸付けに利子補給

☎次の全てに該当する方

① 松伏町に住民登録していて、現に町内に在住している保護者
② 高等学校及び大学等に進学することが確実である者の保護者
③ 独立行政法人日本学生支援機構及び埼玉県社会福祉協議会の生

活福祉資金制度等の就学資金の貸付けを受けていない者

④ 町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を完納している者(納期限が到来しているものに限る)

※昨年度に認定を受けた方も、毎年度申請手続きが必要です。

【利子補給額】支払利子の総額(上限5,000円)

【必要書類】進学準備資金貸付決定通知書の写し、貸付償還予定表の写し、融資の償還が確認できるもの、在学証明書

☎教育総務課 ☎991-1807

赤十字活動資金のご協力を!

赤十字は皆さんから寄せられた活動資金によって、様々な地域での救援活動、災害救護・医療活動などを推進しています。

また町内対象として、災害時に布団・毛布・日用品セットを被災者へ配布及び救急法講習などを実施しています。

赤十字では毎年5月を「赤十字会員増強運動月間」とし、今年も松伏町赤十字奉仕団や町職員が5月中に、自治会長様等に活動資金のお願いに伺います。その後に各地域の自治会等役員などの方々が各家庭を訪問しますので、ご協力をお願いします。自治会等に未加入の方も、いきいき福祉課での受付又は金融機関での口座振替を実施していますので、ご協力をお願いします。

☎いきいき福祉課 ☎991-1874

松伏町史編さん事業報告

教育委員会では町の原始時代から現代に至る歴史を調査し、「松伏町史」にまとめ、未来に残す町史編さん事業を実施しています。

【事業報告】

会議等報告(令和元年9月から令和2年2月開催分)

①町史編さん委員会(11月町史事業計画策定他)、②町史編集委員会(1月自然編地形・地質・気象の校正、通史編頁配分協議)、③考古部会(11月原始編体裁協議、進捗状況確認)、④古代中世部会(1月・2月古代中世編の体裁協議、板碑調査、越谷市域巡検)、⑤近世部会(2月近世編体裁協議、史料選択)、⑥

近現代部会(10月章時期区分・年表協議、毎月史料選択作業)、⑦自然部会(10月・2月自然編校正)、⑧石造物絵馬部会(毎月蓮福寺絵馬調査、金杉地区石造物調査、拓本整理作業)



協力依頼

皆さんが所蔵している文書等が松伏町史を作り上げるための重要な資料となります。ぜひ寄贈してください。(寄託・一時預かりでも可)

町史作成に必要な資料等

- ・古文書(昭和40年代頃まで)
 - ・写真・広報(昭和43年以前)
 - ・その他古い物(民具の一部以外)
- ※古文書は、一点ごと専用封筒に入れて文書名を付記して目録と共に返却します。

☎教育文化振興課 ☎991-1873

**行ってみたいな
となりまち**

埼玉県東南部5市の広域情報

吉川市

吉川市さつき展

☎5月23日(土)13:00~19:00、
24日(日)9:00~16:00

☎市民交流センターおあしす
☎市の花「さつき」の展示及び即売
☎無料
☎商工課 ☎048-982-9697

三郷市

みさと船着場フェスティバル

☎5月9日(土)10:00~15:00(雨天中止)
☎三郷緊急用船着場(江戸川河川敷)
☎レスキューデモンストラーション、水上バイク・縁日コーナーほか
☎地域拠点整備推進課
☎048-930-7713

越谷市

第15回まるななマーケット

☎4月26日(日)10:00~16:00(荒天中止) ☎越谷駅東口周辺
☎商店会グルメ出店、地元で活動するアーティストの街フェスほか
☎越谷中央商店会
☎048-960-1611

草加市

第125回 草加落語会

☎5月25日(月)
18:30開演(18:00開場)
☎中央公民館
【出演】柳家権太楼、桃月庵白酒、古今亭文菊、柳家さん光
☎前売り券2,800円、当日券3,300円。チケットは草加市文化会館ほか
☎草加落語会 ☎048-922-2556

八潮市

季節展示「端午の節句」

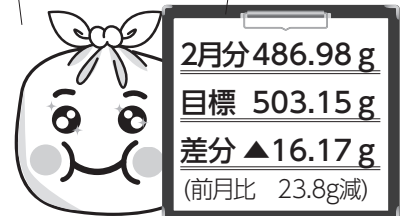
☎4月18日(土)~5月6日(水・休)
9:00~15:45
☎資料館及び併設の古民家
☎五月人形及び鯉のぼりの展示
☎無料
☎資料館 ☎048-997-6666

みんなでごみ減量

松伏町は、一人一日あたりの可燃ごみの量が近隣5市1町の中で一番多い状況です。家庭系可燃ごみの減量にご協力ください!

2月の家庭系可燃ごみ排出量

今月の目標達成!



やってみよう!

- ①生ごみをキュッと絞る
- ②食べ残しをなくし、「食品ロス」を削減しよう。

☎環境経済課 ☎991-1839

えせ同和行為を排除しましょう—埼玉えせ同和行為対策強化月間—

本町を含む埼玉12市町では、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題に対する誤った認識を植えつける「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

「えせ同和行為」とは

同和問題の解決を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄付金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、同和問題に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、同和問題解決の妨げとなる許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる義務はありません。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。

同和問題(部落差別)に関する正しい理解を深めましょう

同和問題とは、同和地区(被差別部落)に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼玉12市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、同和問題の正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。

問い合わせ 企画財政課 ☎991-1815 教育文化振興課 ☎991-1873